

Ⅳ きめ細かなサポートが必要な子ども・若者や家庭への支援

社会的養護²⁸を必要とする子どもや専門的ケアが必要な障害のある子ども・若者への支援を行うとともに、ひとり親家庭の自立を支援するなど、きめ細かなサポートが必要な子どもや家庭への支援を行います。

1 社会的養育体制の充実

施策の方向

社会的養護を必要とする子どもを含む、すべての子どもの育ちを保障する観点から、権利の主体である子どもの参加の実現を目指し、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育体制の充実を図るとともに、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障（継続的な養育）の理念の下、実の親による養育が困難な場合には、里親等家庭と同様の環境における養育を提供し、ケアニーズが高い場合は、施設において専門的ケアを行うなど、「岡山県社会的養育推進計画」に基づく取組を実施します。

重点施策

(1) 子どもの権利擁護の推進

一時保護施設や施設、里親のもとで暮らす子どもについて、それまで地域社会で構築してきた人間関係や地域環境に十分配慮し、支援の開始から終結まで子どもに伝わる方法で丁寧に説明を行うとともに、子どもの意見を聴き、対話しながらともに進め、子どもの最善の利益の確保を最優先にした適切な支援に努めます。

また、「子どもの権利ノート」等を活用して、子どもに対し、子ども自身の意見を表明する権利等の機会が保障されていることを分かりやすく伝えるとともに、弁護士等の第三者がそれを聴取し、岡山県社会福祉審議会へ報告し、意見を求めるなど意見を子どもの支援や養育環境の改善、児童福祉施策等へ反映します。

さらに、様々な年齢や状況の子どもが、思いや願い、希望を表明することができるよう、市町村をはじめ、児童相談所、施設の職員や里親等を対象に、子どもの権利等に関する研修を行い、相談支援やケアの質の向上のための取組を推進します。

(2) 地域における包括的な支援体制の充実

地域のすべての妊産婦、子どもや家族の相談に対応する「こども家庭センター」の設置を進め、母子保健と児童福祉の連携をより一層図り、切れ目のない包括的な支援が行われるよう、市町村の体制強化を支援します。

²⁸ 社会的養護：保護者がいない子どもや家庭において適切な養育を受けることができない子どもについて、公的責任で社会的に養育・保護すること。

(3) 里親等の積極的な推進

家庭と同様の環境のもとで子どもの愛着関係を形成しながら養育を行う里親委託を優先して検討できるよう、制度の普及啓発を図り、新規里親の開拓に取り組むとともに、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の実施も促進し、社会的養護を必要とする子ども一人ひとりのニーズや背景に応じた養育環境が選択できるよう、整備を進めます。

また、研修、相談、里親同士の相互交流を進めるため、里親支援センターの設置等により里親養育を支援する体制の充実を図ります。

(4) 施設の小規模かつ地域分散化、多機能化等による機能強化

地域の実情に応じて、施設の小規模化や地域分散化に向けて、計画的な整備が図られるよう支援を行います。

また、ケアニーズの高い子どもへの支援のために、引き続き、地域の医療機関等との連携を図るとともに、看護師、心理療法担当職員等の専門的な職員の配置を促進します。また、基幹的職員研修など、施設職員の専門性や支援技術の向上を図ります。

(5) 自立支援の充実

施設や里親のもとで育った子どもが、施設退所後も自立に向けて円滑にスタートが切れるよう、生活や就学、就労に関する相談に応じるとともに、相互交流を図る場の提供、児童自立生活援助事業の実施等の支援を行います。

(6) 児童相談所の体制強化

① 児童福祉司の配置等

子どもの最善の利益の実現を念頭に、子ども虐待発見時の迅速・的確な対応を確保するとともに、家庭養育の推進、市町村の相談支援体制の強化を図るため、子どもや親等への指導、市町村の支援等を行う児童福祉司を配置するとともに、OJTやスーパービジョン（教育及び指導）等人材育成の充実により職員の専門性向上と職場定着を図ります。

② 児童心理司の配置等

虐待等により心に傷を負った子どもへのカウンセリングや虐待を行った親への心理教育の充実等を図るため、心理に関する専門的な知識・技術に基づき支援を行う児童心理司を配置します。

③ 弁護士配置

子どもの最善の利益を守ることを目的に、迅速かつタイムリーに相談を行える体制を継続し、引き続き、児童相談所の法的対応体制の強化を図ります。

④ 一時保護の機能強化

必要な一時保護に適切に対応するとともに、子どもの安全確保と子どもの権利擁護を両立できるよう機能強化、環境整備を行います。

また、一時保護開始時の司法審査について、円滑な導入を図ります。

⑤ 人材の確保と育成機会の充実

児童相談所へ福祉や心理等を学ぶ大学生の実習を積極的に受け入れる取組等を通じて、児童相談所職員の人材確保を行うとともに、「岡山県児童相談所職員人材育成基本方針」に基づき、専門性の向上に向けた、体系的な育成機会を充実させます。

2 子ども虐待防止対策の充実

施策の方向

子どもの虐待については、児童相談所の相談対応件数が年々増加傾向にあり、全国で重篤な事案が後を絶たないことや、宗教二世やヤングケアラー問題なども深刻な社会問題となっています。

このため、「岡山県子どもを虐待から守る条例」に基づく行動計画を毎年策定し、すべての子どもの人権が尊重され、子どもの最善の利益を優先し、健やかな成長を支えることができるよう、地域全体で子どもを育む気運を醸成するとともに、虐待の予防、早期発見・早期対応、自立支援までの一貫した取組により、虐待の連鎖を断つことを目指します。

また、子どもへの虐待対応に携わる支援者に対する体系的、継続的な研修等を通じて、人材の育成を図ります。

重点施策

(1) 児童相談所の機能強化と市町村への支援

社会全体の問題である子ども虐待については、「岡山県子どもを虐待から守る条例」に基づき、県民の理解が深まるよう啓発を進めるとともに、児童相談所の機能強化や職員の資質向上を図り、発生予防から早期発見・早期対応、自立支援まで、市町村等の関係機関が一丸となって、切れ目ない対策を推進します。

また、市町村の対応力の強化に向けて、虐待対応力の向上のための研修会を開催するとともに、こども家庭センターの設置や市町村要保護児童対策地域協議会²⁹の機能強化を図られるよう支援します。

(2) すべての子どもが安心して暮らせる環境づくり

子どもは権利の主体であることを社会全体で共有し、子どもが自らSOSを発信できる社会風土を醸成するとともに、「しつけ」と称する子どもへの暴力や子ども虐待と配偶者等からの暴力(DV³⁰)防止等の広報・啓発活動や「岡山県子どもを虐待から守る条例」に基づく行動計画等の公表を行い、子ども虐待防止に向けた県民の気運の醸成を図るとともに、子ども家庭支援に携わる関係機関の取組を周知します。

また、配偶者等からの暴力(DV)は、子どもの目の前で配偶者等へ暴力を振るう、いわゆる「面前DV」をはじめ子ども虐待との関連が指摘されるなど、複雑化・多様化している状況を踏まえ、被害者とその子どもに寄り添った相談支援や、保護、自立支援に向けて、相談窓口の周知をはじめ、潜在化するDVリスクの認知向上や、関係機関・団体の連携強化に取り組みます。

²⁹ 要保護児童対策地域協議会：要保護児童等への適切な支援を図ることを目的に、児童福祉法に基づき地方公共団体が設置・運営する組織。

³⁰ DV：「配偶者や交際相手など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」のことで、「ドメスティック・バイオレンス(Domestic Violence)」ともいわれ、しばしば「DV」と略されて使われている。DVには、殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力なども含む。

(3) 子どもへの虐待の予防

①地域における取組

市町村や保健所、おかやま妊娠・出産サポートセンター等において、妊娠・出産に関する不安や悩みに対する相談を行います。また、医療機関、市町村、保健所等が連携して支援を行う「妊娠期からの切れ目のない母子（親子）支援システム」の運用とともに妊娠の届出、健康診査、乳児全戸家庭訪問事業、養育支援訪問事業などあらゆる機会を捉えて、子育ての不安や負担の軽減となるような支援を行うとともに、必要時に相談ができるよう、相談窓口の周知に取り組みます。さらに、孤立した中での妊娠・出産・子育てにならないよう、愛育委員などの健康づくりボランティア、民生（児童）委員など地域の住民とも連携し、妊婦や親子を見守り育む地域づくりを行います。

②学校等における取組の充実

子ども虐待の予防や早期発見、虐待を受けた子どもの自立支援のために、教職員を対象に専門的な研修を実施するなど、対応力の向上を図ります。

また、社会福祉等の専門的な知識や技術を持つスクールソーシャルワーカー³¹等を活用するとともに、児童相談所や市町村要保護児童対策地域協議会などの関係機関と効果的に連携し、地域のネットワークを強化することにより、子どもの保護に関する相談や子ども・家庭への対応を充実させます。

③子ども虐待防止対策等の更なる強化

性的虐待等を受けた子どもからの聴取における関係機関の連携を推進し、二次被害を防止する観点から、子どもの精神的・身体的な負担軽減等に取り組みます。

(4) 子どもへの虐待の早期発見・早期対応

パンフレットの配布、ホームページへの掲載等、あらゆる機会を捉えて、子育てに関する相談窓口や子ども虐待通告窓口の広報・啓発活動を行います。

また、地域において包括的な支援が行えるよう、こども家庭センターの設置を促進し、市町村の相談支援体制の強化をサポートします。

(5) 虐待を受けた子どもと家族への指導及び支援

①要保護児童対策地域協議会の機能強化

子どもを守る地域ネットワークである「要保護児童対策地域協議会」に配置されている要保護児童調整機関の担当者へ研修を行うなど、機能強化を図ります。

②関係機関との役割分担や連携の推進

学校での適切な対応のための手引きや、子ども家庭支援に携わる職員の共通理解のための「市町村子ども虐待対応ガイドライン」や「『子どもが心配』チェックシート（岡山版）」により、子どもが置かれている状況を的確に把握し、子どもや親が参画して実効性のある支援を展開するための「子どもの育ちのニーズシート」等のアセスメントツールを積極的に活用するとともに、必要性に応じて新たな開発を行い、市町村をはじめとする関係機関との役割分担や連携を推進します。

³¹ スクールソーシャルワーカー：学校の一員として、子ども本人と向き合うだけでなく、家庭や行政、福祉関係施設など、外部機関と連携しながら、子どもを取り巻く環境を調整する、社会福祉士や精神保健福祉士などの専門家のこと。

③親子関係再構築支援の充実

児童相談所は、子どもの育ちのニーズが適切に満たされ、子どもと家族の生活が地域で継続できるよう家族支援の充実を図るとともに、再び虐待が繰り返されないよう医学的知見や心理学的知見に基づく親への支援機能を強化します。

子どもの最善の利益の実現を目的に、子ども、親、家族、親族、地域等に対し、総合的な支援が行えるよう、関係者の連携強化を進めます。

(6) 支援者の人材育成

市町村、児童相談所、保健所、学校、里親、施設職員等子どもへの虐待対応に携わる支援者に対する体系的、継続的な研修を通じて、人材の育成を図ります。

また、虐待を受けた子どものトラウマへのケア等、心理的な支援の充実が図られるよう専門性を高めるとともに、新たな認定資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」等の資格取得を促進し、児童相談所、市町村等の児童福祉に携わる支援者の専門性の向上を図ります。

(7) 子ども虐待による死亡事例等の重大事例の検証

子ども虐待による重大事例（死亡等）が発生した場合については、事例を分析・検証し、明らかになった問題点・課題から具体的な再発防止のための策を講じます。

また、市町村が行う検証に対して、専門的な助言を行うなどの支援を行います。

3 障害や困難な状況にある子ども・若者への施策の充実

施策の方向

障害のある子ども・若者への施策については、地域の中で安心して快適に自立した日常生活を送ることができる共生社会の実現を目指して、子どもの障害の早期発見や適切な療育の充実に努めるとともに、特別支援学校や小学校・中学校・高等学校等における特別支援教育の充実と教育体制の整備に努めます。

また、社会生活を円滑に営む上での困難な状況にある子ども・若者について、関係機関が連携して支援を行うためのネットワークづくりを推進します。

重点施策

(1) 障害のある子ども・若者の支援

①継続的かつ適切な支援の推進

障害のある子ども・若者の健全な発達を支援する観点から、適切な医療及び医学的リハビリテーションを提供するとともに、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業等の実施により、子ども・若者やその家族が継続的かつ必要な支援を受けられるよう、市町村等とも連携した療育指導・相談支援体制等の充実を図ります。また、医療的ケア児については、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の成立も踏まえ、引き続き、「岡山県医療的ケア児支援センター」を核に、身近な地域で必要な支援が受けられるよう、

保健・福祉・医療・教育等の関係機関が連携した総合的な支援を行うとともに、医療的ケア児とその家族の地域での生活を支えるため、レスパイトサービスの環境整備・充実を図ります。

さらに、就労による自立と社会参加に向けて、キャリア教育を推進するとともに、企業と連携した就労体験の拡大や、労働・福祉等の関係機関と連携しながら就労・生活支援体制の充実を図ります。

②特別支援教育の推進

特別支援学校においては、複数の障害種に対応した適切な教育ができる体制の整備や子どもへの適切な指導・支援の充実を図るほか、早期からのキャリア教育の推進や、域内の小・中・高等学校等の特別支援教育を支えるセンター的機能の一層の充実を図ります。

また、小・中・高等学校等においては、子どもの達成感、自己肯定感及び学習意欲を高めるため、特別支援教育の観点に基づく授業づくりや学級づくり、ICTの効果的な活用などを通じ、発達障害を含めた特別な支援を必要とする一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実や教職員の指導力の向上を図るとともに、就学前から卒業後までを一貫して支援できるよう関係機関との連携体制を強化します。

③切れ目のない支援の充実と教職員の専門性の向上

共生社会の実現に向け、障害のある子どもと障害のない子どもが、可能な限り同じ場で学ぶことができるよう配慮しながら、地域社会の中で相互理解を深めるための居住地校交流³²の取組を充実させます。

また、一人ひとりの障害の状況等に応じ、合理的配慮³³の提供や通級指導教室等の多様な学びの場の充実を図り、就学前から高等学校卒業後までの長期的視点に立った支援の充実を図ります。

(2) 発達障害のある子ども・若者の支援

発達障害のある子ども・若者が、身近な地域において、周囲の正しい理解と特性に応じた適切な支援により、自立した生活を送ることができるよう、市町村や保健所、児童相談所、医療機関、発達障害者支援センター等の関係機関連携の下、家族も含めた幅広い支援や、地域の身近なかかりつけ医をはじめとした対応力を備えた人材の育成、また、子どもの心の診療拠点病院を中心に発達障害に専門的に携わる医師等の育成を進めるとともに、学校においては、特別支援教育を推進し、発達障害を含めた障害のある子どもの支援に努め、関係機関との連携による支援体制の整備を進めます。

また、市町村に配置されている発達障害者支援コーディネーターの役割強化やスキルアップを図るなど、発達障害のある子ども・若者を支援する市町村の取組をサポートするとともに、県民の正しい理解の促進を図ります。

³² 居住地校交流：交流及び共同学習の一つの形態で、特別支援学校に通う児童生徒が居住する（自宅のある）地域の小・中学校等の児童生徒と一緒に交流や学習活動を行うこと。

³³ 合理的配慮：障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと。

(3) ニート・ひきこもりの子ども・若者の支援

①ニート等若年無業者の支援

ニート等の若年無業者については、国が委託設置する「地域若者サポートステーション(サポステ)」を総合相談窓口として、企業における就業体験、就労支援セミナー、訪問相談等、一人ひとりの状況に応じた就労支援を行います。

また、若年失業者やフリーター等については、「おかやま若者就職支援センター(ジョブカフェおかやま)」において、カウンセリングからハローワークを通じた職業紹介までの就職活動に関する支援をワンストップで提供します。

こうした取組を関係機関と連携して実施することにより、若者の職業的自立に向けた取組を支援します。

②ひきこもりの子ども・若者やその家族への支援

ひきこもり地域支援センターや保健所において電話や来所等による専門相談を実施し、市町村や関係機関と連携しながら、本人や家族の状況に応じた相談支援を実施するなど支援体制の充実を図ります。

また、ひきこもりサポーターを派遣して、本人や家族の相談に対応したり、精神科医や臨床心理士等が地域に出向いて、本人や家族等の相談に応じることや座談会を開催することにより、家庭における対応能力の向上等を図るとともに、対人関係等を醸成し、社会復帰への足がかりとするための居場所づくりを推進します。

県精神保健福祉センターにおいて、大学生を対象とした出前講座を行い、ストレスの対処法、相談窓口等を周知し、若者のこころの健康の維持向上を推進します。

③子ども・若者に対する総合的な支援と市町村の体制整備への支援

子ども・若者の育成・支援に関わる、教育、福祉、保健、医療、雇用等の専門機関や団体で構成する「おかやま子ども・若者サポートネット」(県の子ども・若者支援地域協議会)において、相談等を通じて問題を早期に発見し、専門機関や団体と連携することにより必要な支援につなぐなど、ニートやひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上で困難な状況にある子ども・若者やその家族に対して、総合的な支援を行います。

また、子ども・若者のより身近な窓口である市町村において、それぞれの実情に沿った体制整備が進むよう、市町村の取組を支援します。

(4) 少年の非行防止と立ち直り支援

①少年非行防止対策の推進

未来を担う少年の非行防止に向け、警察職員による学校訪問や非行防止教室等を通じて、規範意識の向上を図るとともに、保護者や警察ボランティア、事業者、地域住民等と連携・協働した非行防止対策を推進します。

②立ち直り支援活動の推進

非行少年やその保護者に対し、少年サポートセンターの少年育成官が中心となり、継続的に連絡を取り、一人ひとりの少年の状況やニーズに応じて、相談や助言を行うとともに、ボランティアや地域住民、関係機関等と連携・協働しながら、各種体験活動や心理療法等を活用した面接、少年の居場所づくり、就学・就労に向けた支援、社会貢献活動の促進などにより、自己肯定感を高め、規範意識の向上や社会との絆を強化し、立ち直りを支援します。

③再犯防止に向けた総合的な取組の推進

犯罪をした者等の円滑な社会復帰を支援するとともに、犯罪や非行を予防し、安全で安心して暮らすことができる社会の実現を目指し、関係機関・団体と連携しながら、「第2次岡山県再犯防止推進計画」に基づく各種の施策を総合的かつ計画的に推進します。

また、「再犯防止啓発月間」、「社会を明るくする運動強調月間」を中心に、広く県民各層に訴える広報媒体や手法を用いて、再犯防止に対する理解を深める啓発事業を実施します。

(5) いじめや暴力行為、不登校問題などへの対応

①いじめや暴力行為等への対策の推進

いじめや暴力行為等の問題行動を初期段階で確実に捉え、解決に向けた取組を徹底するため、「岡山県いじめ問題対策基本方針」に基づく取組や、教職員の指導力の向上、全教職員が一体となった生徒指導体制の構築と次世代リーダー³⁴の育成、専門家等の活用に取り組みます。また、学校と警察が連携しながら非行防止教室などを実施し、規範意識の向上に努めるとともに、いじめ等を早期に発見するためのアプリを利用した匿名による相談・報告システムの活用、児童生徒1人1台端末を活用した心の健康観察の実施、問題行動の解消・未然防止に向けた児童会・生徒会の自主的・自発的な活動等を促進します。

②関係機関との連携

問題行動や非行等への効果的な対応に向け、学校と警察、児童相談所、少年保護関係機関等との連携・協働を図ります。また、複雑な家庭環境等、就学前からの早期対応の重要性を踏まえ、学校、幼稚園、保育所、スクールソーシャルワーカー、保健師、民生委員等の連携を密にした取組を推進します。

③不登校問題への対応

誰一人取り残されない学びの実現に向け、教師主導型の授業から、一人ひとりの学習進度や興味関心に応じた学びへの転換や子どもの主体的・自立的な活動を積極的に進めるなど、誰もが通いたくなる魅力ある学校づくりを推進し、不登校の未然防止に取り組みます。また、不登校傾向の子どもに対しては、「長期欠席・不登校対策スタンダード³⁵」に基づき、個々の状況に応じてスクールカウンセラー³⁶等の専門家との連携等、組織対応を徹底するとともに、自立応援室の設置促進、県教育支援センターやオンライン上の居場所づくり、学びの多様化学校の設置に対する指導・助言など、多様な学びの場を用意し、社会的自立に向けた支援を行います。

また、不登校等の要因は、いじめや発達障害、虐待等の家庭環境などの背景が複雑に絡んでいることが多いため、スクールソーシャルワーカー等を活用するとともに、青少年総合相談センター、フリースクール、医療・福祉等の関係機関・団体との効果的な連携を図ることで、より有効な支援を行うことができる体制の強化を進めます。

³⁴ 次世代リーダー：校長、教頭の下で、教職員集団を取りまとめる指導教諭や中堅教職員など。経験の豊かな教職員と経験の少ない教職員とをつなぐことや、学校組織運営で中心的な役割を担うことが求められる。

³⁵ 長期欠席・不登校対策スタンダード：子どもの状態を0～6の7段階で評価し、ケース会議や別室指導等を通じて個々の状況に応じた適切な支援を行うために、県教育委員会が独自に作成、配付した冊子。

³⁶ スクールカウンセラー：学校の一員として、子どもの悩みごと相談に応じたり、保護者や教員に子どもへの接し方等について指導・助言を行う、公認心理師、臨床心理士、大学教員、精神科医などの専門家のこと。

④子ども・若者一人ひとりの悩みに応じた支援

教員や養護教諭、スクールカウンセラー等が児童生徒の様子を注意深く観察するとともに、児童生徒1人1台端末を活用した心の健康観察等の実施や、教職員による情報共有やアンケート、教育相談等により、児童生徒の状態をきめ細かく把握し、心や体調の変化を早期に発見し、早期支援につなげます。

岡山県青少年総合相談センターにおいては、関係機関と連携しながら、子ども・若者一人ひとりの悩みに寄り添った相談や適切な支援機関につなぐなどの支援を行います。

また、コミュニケーションツールの変化を踏まえ、SNS相談を実施するなど、子ども・若者やその保護者が相談しやすい体制を整備するとともに、相談窓口の周知を図ります。

さらに、高等学校中途退学者や、学校に行きづらいと感じている児童生徒等に対して、専任のコーディネーターや公認心理師が本人や保護者の悩みや希望に寄り添いながら、就学継続や進路変更、就労等に向けた支援に取り組みます。

(6) 多様な背景を持つ子ども・若者の支援

①自殺防止のための対策

これからの将来が期待される子ども・若者が自らの命を絶つことはあってはならないことであり、岡山県自殺対策推進センターや民間団体、国などが実施するSNS相談を含む相談窓口の周知や、家庭や地域における見守りの促進に取り組みます。

また、多職種の専門家で構成する子ども・若者対応アウトリーチチームを設置し、地域の支援者が直面する困難な事例に対し早期介入や、助言を行います。

さらに、学校においては、悩みを抱える児童生徒の早期発見や相談窓口の周知に努めるほか、児童生徒自らがSOSを発する方法を学ぶとともに、教職員を対象としたSOSの出し方に関する学習プログラムの実施を通じて、教職員の自殺予防に対する理解の促進と児童生徒のSOSへの対応力の向上等に取り組みます。

②外国人の子ども・若者への支援

外国人の子ども・若者が、生活のあらゆる場面において地域社会の一員として安心して暮らし、生き活きと活躍できる多文化共生社会を築いていくため、学校、行政及び各種団体が開催する世界の国々の歴史・文化、生活習慣等に関する教育、学習、交流など、様々な機会を通じて外国人に対する偏見や差別をなくす取組を進めます。

また、外国人の児童生徒が、学校において、安心して勉学に励むことができるよう、指導に当たる人材の確保や資質能力の向上など受入体制の整備を図るとともに、日本語学習支援等を行うボランティアの養成及び派遣を行います。

さらに、県や市町村、NGO、NPO等の連携により、多言語による生活情報の提供や、相談窓口での対応、日本語学習支援などのコミュニケーション支援や子育て、就労、保健・医療・福祉、防災など様々な場面での生活支援を進めます。

③多様な性への理解の促進

性的指向(好きになる性)やジェンダーアイデンティティ(性自認・こころの性)等を理由に偏見や差別を受けることなく、自分らしく生きることができるよう、多様な性に関する正しい理解と認識を深めるための啓発・教育を推進するとともに、学校においても、性別に違和感を持つ児童生徒に対して、きめ細かな対応を行います。

④ヤングケアラーへの支援

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者(ヤングケアラー)への支援に向けては、学校をはじめ、福祉、介護、医療等に係る関係機関が情報共有や連携を図りながら、早期発見・早期把握を行い、本人の心情にも十分配慮した上で、必要な支援につなげるとともに、年齢によって支援が途切れることのないよう、要保護児童対策調整機関と子ども・若者支援調整機関との連携を強化します。

⑤社会的養護経験者等への支援

社会的養護を受けている子どもは、家族等からの援助を受けにくく、様々な生活・就学・就労上の問題を抱えることがあります。

そうした子どもが、大学等への進学や社会に出る前に、自立に向けた主体性と必要な知識や技術を身に付けることができるよう、生活や就学、就労に関する相談に応じるとともに、生活費・家賃・資格取得に係る貸付などの支援を行います。

⑥特定分野に特異な才能のある子ども・若者への支援

特定分野に特異な才能のある子ども・若者について、その抱える困難に寄り添いつつ、特異な才能を一層伸ばすことができるよう支援します。

4 ひとり親家庭等の自立支援

施策の方向

母子世帯については、正規の職員・従業員として働く人の割合が増加しており、収入も一定の改善が見られるものの、一般世帯と比較するとなお低い水準にあります。また、父子世帯では、子どもの養育、家事等生活面で多くの困難を抱えており、子育てや家事の支援の重要性が非常に高くなっています。

ひとり親家庭が安心して子育てと仕事を両立できるよう、生活や経済的自立の支援、就業支援を総合的に実施し、自立を支援するとともに、ひとり親家庭の子どもの健全育成を推進します。

重点施策

(1) 相談機能の強化

ひとり親家庭及び寡婦の相談に対応する母子・父子自立支援員等に対して、資質向上のために効果的な研修を実施し、相談機能の強化を図るとともに、「ひとり親家庭支援センター」において、ひとり親の抱えている問題に対し、その解決に必要な助言や情報提供を行います。

(2) 子育て・生活支援の強化

ひとり親家庭等が安心して生活し、働きながら子育てができるようにするために、多様な保育サービスなどの子育て支援を活用してもらうとともに、ひとり親家庭等が疾病などの理由により、生活援助や保育サービスが必要な場合に家庭生活支援員を派遣する事業や子どもの居場所づくりに取り組みます。

(3) 経済的自立の支援

ひとり親家庭等に対する児童扶養手当の支給や母子・父子・寡婦福祉資金の貸付、ひとり親家庭等医療費の助成等により、ひとり親家庭等が自立できるよう、経済的支援を推進します。

また、離婚後の子どもの養育に不可欠なものとなる養育費が確保されるよう、国において創設された法定養育費などの今後の運用を注視しながら、引き続き、母親等への養育費の取決め等のための支援や、関係機関と連携した養育費についての啓発、関係機関の窓口職員への研修の実施を通じた養育費確保のための相談対応力の向上を図ります。

(4) 就業支援の強化

ひとり親家庭等の自立、生活の安定と向上を図るため、ひとり親家庭支援センターによる就業相談の実施、就業情報の提供などきめ細かな就業支援サービスの提供や、児童扶養手当受給者等の自立促進を目的として、個々の受給者の希望、事情等に対応した自立支援プログラムの策定を行います。

また、母子家庭の母親等に対する職業訓練により、就労機会の確保に努めるとともに、就職に有利な資格取得のための受講費用等を支援する自立支援給付金等の施策を推進するとともに、ひとり親家庭の親や子どもが高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合の負担を軽減し、学び直しを支援します。

5 子どもの貧困対策の推進

施策の方向

子どもの貧困問題が社会問題化する中、子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることがあってはならないことです。児童の権利に関する条約の精神に則って、貧困の連鎖を断ち切り、子どもの貧困対策を進めていく必要があります。

さらに、子どもの貧困の背景には様々な社会的な要因があり、子どもの貧困は家庭の自己責任ではなく、社会全体で受け止めて取り組むべき課題であります。

このため、国において策定された「こども大綱」を踏まえ、関係機関の連携の下、子ども一人ひとりが夢や希望を持って未来を切り拓ける環境づくりを目指し、教育、生活、保護者に対する就労の支援など、地域や社会全体で取り組むべき課題であるという意識を持って、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

また、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律により、計画策定が市町村の努力義務とされていることから、県内全域で対策が進むよう、市町村の取組を支援します。

重点施策

(1) 教育の支援

①地域に開かれた学校プラットフォーム

(ア) スクールソーシャルワーカー等が機能する体制の構築

学校を地域に開かれた、そして、地域につながっていくプラットフォームと位置付け、家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子どもの学習の機会が保障されるよう、関係機関・団体やスクールソーシャルワーカーが要保護児童対策地域協議会、子ども・若者支援地域協議会等と連携し、困難な状況にある子どもを支援につなげるためのネットワークづくりを推進するとともに、スクールカウンセラー等の専門家との連携による教育相談体制の充実を図ります。

(イ) 学校教育による学力保障

家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子どもの学力が保障されるよう、落ち着いた環境の中で、基礎学力の確実な定着を図る指導の充実を図るとともに、放課後や長期休業中などの補充学習を推進します。また、子どもの貧困問題に関する教職員の理解を深めるため、研修の充実を図ります。

②高等学校等における修学継続のための支援

高校中退を防止するため、高等学校の指導体制の充実を図ります。また、高等学校等中退者が再入学して学び直す場合に、授業料に係る支援を行うなど、修学継続のための支援に努めます。

③特に配慮を要する子どもへの支援

(ア) 児童養護施設等の子どもへの学習・進学支援

児童養護施設等で暮らす学業に遅れのある小学生や高校等受験を目指す中学生に対し、大学生等を活用した学習指導を行うとともに、子どもの年齢や発達状況に応じたスポーツや表現活動の実施等、子どもの状況に配慮した支援を行います。

また、児童養護施設等で暮らす子どもの大学等進学を推進するため、入所中における学習支援の充実を図るとともに、経済的理由により進学を断念することがないように、進学に際し必要な学用品等の購入費や生活費等の支援を行います。

(イ) 特別支援教育に関する支援の充実

特別支援教育就学奨励費等を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図ります。

(ウ) 外国人の子ども等への支援

外国人の子ども等についても、高等学校や専門学校・大学等への進学、就職が円滑に実現できる環境を整備するため、中学校・高等学校において日本語指導及び教科指導の充実、キャリア教育等の包括的な支援を進めます。

④教育費負担の軽減

市町村において、義務教育段階における就学援助が適切に実施されるよう、情報提供等に努めます。また、既に大半の世帯を対象として、授業料が無償化されている公立高等学校と同様に、私立高等学校についても、年収目安590万円未満の世帯を対象として授業料の実質無償化を行うとともに、授業料以外の施設整備費等の負担を軽減するため、県納付金減免補助金を支給します。

さらに、高等学校において、低所得世帯を対象に、教科書費、学用品費等の負担を軽減するため、奨学給付金を支給します。

住民税非課税及びそれに準ずる世帯の子どもが、大学及び専門学校等への進学を諦めることのないよう、高等教育の修学支援新制度における授業料等減免の支援を行います。また、多子世帯や私立専門学校の理工農系の学科に通う学生への支援を行います。

私立小中学校への入学後に家計急変した児童生徒の継続的な学びを支援するため、授業料減免補助金事業を実施します。

生活保護世帯の子どもが、高等学校等に進学する際には、入学料、入学考査料等の高等学校等就学費を、さらに大学等に進学する際には、新生活の立ち上げ費用として進学・就職準備給付金を支給するなど、進学時の支援を行います。

ひとり親家庭の子どもが、高等学校等での修学の継続や大学等への進学を諦めることのないよう、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付等による経済的支援を実施します。

⑤地域における学習支援

放課後子ども教室等の地域学校協働活動を推進し、地域による学習支援の充実を図ります。

困難を抱える家庭を含めたすべての子どもを対象に、地域の実情に応じた学習支援の取組を進めます。

⑥生理の貧困問題への対応

市町村等に対して、国の支援制度や生理用品の配布に取り組む自治体等の取組事例について情報提供を行うとともに、女性の抱える様々な課題やその背景に目を向け、丁寧に向き合いながら、各種相談窓口において、市町村等と連携しながら、一人ひとりに寄り添った、きめ細かい支援に取り組みます。

⑦その他の教育支援

生活保護制度の教育扶助や就学援助制度による学校給食費の援助を行うとともに、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努めます。

(2) 生活の支援

①親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援

市町村が行う妊産婦健診や乳幼児健診、妊産婦訪問や乳幼児訪問などの母子保健事業により、保護者の健康や乳幼児期のすべての子どもの成長が見守られるよう支援に努めます。また、養育支援訪問事業、要保護児童対策地域協議会での取組等を通して、市町村と連携しながら、保護者の養育支援を行います。

誰もが安心して妊娠・出産し、子どもが健やかに育成されるよう、市町村を中心に、妊娠に気付いた時から身近な地域で切れ目のない支援が受けられる体制づくりに努めます。

県女性相談支援センターにおいて、特定妊婦を含む困難な問題を抱える女性に対し、相談・保護、必要に応じて母子生活支援施設への一時保護委託を行い、また、一時保護終了後の受入れ先を市町村と連携して準備するなど、妊娠期から出産後までの継続した支援を行います。

②保護者の生活支援

生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、生活保護受給者及び家計に課題のある生活困窮者に対しては、家計改善支援事業等の活用を図ります。

きめ細かな保育の充実や、放課後児童クラブの拡充等を図るとともに、保育士養成課程において、子どもの貧困等について履修することを通じ、子どもの貧困に関する保育士の理解を進めます。

また、児童養護施設等で一時的に子どもを預かるショートステイ事業やトワイライトステイ事業等、保護者の疾病や育児疲れ等により一時的に子どもを養育することが困難になった場合に活用可能な支援を推進します。

③子どもの生活支援

生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業を実施するとともに、生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、関係機関と連携し、地域の実情に応じた居場所づくりや生活習慣・育成環境の改善に関する助言等を含む学習・生活支援事業の取組を進めます。

家庭の事情により、家庭内で保護者などと過ごす時間が短い子どもに、家庭の代わりに地域の住民やボランティア、NPO等が関わり合い、遊びや食事、落ち着いた学習環境を提供するなど、地域のすべての子どもが安心して継続的に過ごすことのできる子ども食堂等、様々な形態の居場所づくりを進めます。

その際、誰一人取り残さず、子どもの視点に立って多様な居場所づくりが行われるよう、子どもの声を聴きながら既存の居場所を含め、よりよい居場所づくりを推進します。

また、こうした居場所で、大学等の協力を得て、経済的な困窮家庭の子どもなどに対し体験活動・学習を提供し、子どもの多様な学びを支援することにより、豊かな価値観を醸成します。

児童福祉施設において、子どもの発育・発達状態、健康状態、栄養状態、生活状況などを把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるように努めます。

児童養護施設等を退所する子どもが安心して就職、進学、アパート等を賃借することができるよう、身元保証人を確保するための事業を行うなど、児童養護施設等の退所児童等に対する支援に努めます。

④子どもの将来の就職に向けた支援

生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業の取組を進め、進路選択や将来の就職に向けた相談、職場体験等の支援を行います。また、生活保護世帯の子どもが高等学校卒業後に就職する際は、新生活の立ち上げ費用として、進学・就職準備給付金を支給するなど、就職時の支援を行います。

児童養護施設退所予定者等に対して、引き続き、免許取得への補助や職業訓練校への進学の補助、身元保証人を確保するための事業等を実施するとともに、自立促進につながる取組を幅広く検討します。

進路支援のための人材を高等学校に配置し、生徒一人ひとりに応じた支援を行うとともに、ハローワークと学校等の関係機関が連携し、就職を希望する学生・生徒等に対して支援を実施します。また、「おかやま若者就職支援センター」や各種就職面接会等の活動を通じて、若者の正規雇用に向けた就職支援に努めます。

⑤住宅に関する支援

県営住宅の一般住戸への入居に際して、母子・父子世帯などの子育て世帯に対する優遇措置を講じるほか、子育て世帯等の民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供に努めるとともに、母子・父子・寡婦福祉資金のメニューである住宅資金や転宅資金の貸付、生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の支給などにより、子育て世帯等の居住の安定を支援します。

⑥支援体制の強化

市町村の社会福祉士や保健師等が保育所等を訪問・巡回し、支援が必要な子どもを早期に発見するとともに、関係者による会議を実施し、互いに情報共有しながら、子どもの実情に応じた支援を行います。

社会的養育の推進のため、児童相談所職員や市町村職員の専門性を強化するとともに、受け皿となる里親や児童養護施設等職員の資質の向上を図ります。

また、研修等により、母子・父子自立支援員、生活保護世帯の支援に当たる職員、生活困窮者自立支援制度における相談員等の資質の向上に努めます。

(3)保護者に対する就労の支援

生活困窮者や生活保護受給者への就労支援については、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施するとともに、生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、就労活動促進費の支給や保護を脱却した場合の就労自立給付金の支給を行います。

○子どもの貧困に関する岡山県の現状

項 目			現 状	説 明	担当課
生活保護世帯に属する子ども	高等学校等進学率		85.7%	令和5年4月1日現在	地域福祉課
	高等学校等中退率		2.7%	令和4年4月の在籍者数の総数で、令和5年3月までに中退した者を除したもの	
	大学等進学率		30.6%	令和5年4月1日現在	
	就職率	中学校卒業後の進路	3.6%	令和5年4月1日現在	
		高等学校卒業後の進路	49.5%	令和5年4月1日現在	
児童養護施設の子どもの	高等学校卒業後の進路	進学率	31.6%	令和5年度末に高等学校等を卒業した者のうち、令和6年5月1日現在の進路	子ども家庭課
		就職率	47.4%		
全世帯の子ども	高等学校中退率		1.4%	令和4年度	人権教育・生徒指導課
	高等学校中退者数		755人		
就学援助制度に関する周知状況	入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合		85.2%	令和5年度	財務課
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(市町村の割合)	小学校		85.2%	令和5年度	財務課
	中学校		85.2%	令和5年度	

参考：国全体の数値

子どもの貧困率 ³⁷	15.4%	令和4年国民生活基礎調査	子ども家庭課
ひとり親世帯の貧困率 ³⁸	44.5%	令和4年国民生活基礎調査	子ども家庭課

³⁷ 子どもの貧困率：貧困線(等価可処分所得の中央値の半分)に満たない子ども(17歳以下)の数を子どもの数で除したもの。

³⁸ ひとり親世帯の貧困率：貧困線に満たない大人一人(18歳以上65歳未満)と子ども(17歳以下)からなる世帯の世帯員数を大人一人と子どもからなる世帯の世帯員数で除したもの。

〈主要指標〉

項 目		現 状	目 標	担当課
里親等への委託率		33.4%(R6.3)	54%	子ども家庭課
こども家庭センターの設置市町村数		10市町村 (R6.4.1)	25市町村	子ども家庭課
子どもの貧困対策に係るネットワーク事業に参加している団体数		113団体(R5)	161団体	子ども家庭課
民間企業における障害者実雇用率		2.58%(R5)	2.82%	労働雇用政策課
小・中・高等学校における児童生徒1千人当たりの暴力行為発生件数の全国平均との比較値 (全国平均を100とした場合の本県の比較値)		72.4(R5)	69.5以下	人権教育・生徒指導課
小・中・高等学校における児童生徒1千人当たりの新規不登校児童生徒数の全国平均との比較値 (全国平均を100とした場合の本県の比較値)		87.6(R5)	84.5以下	人権教育・生徒指導課
小・中・高等学校における不登校児童生徒のうち学校内外の機関等で相談・指導等を受けた児童生徒の割合		78.1(R5)	80.4%	人権教育・生徒指導課
「学校に行くのは楽しい」と回答した児童生徒の割合	小学校6年生	85.6%(R5)	87.3%	義務教育課
	中学校3年生	85.5%(R5)	87.3%	
高校生活に満足している生徒の割合		91.1%(R5)	95.0%	高校魅力化推進室
中途退学者等への自立支援を通じた進路決定者数		302人(R5)	600人	子ども家庭課